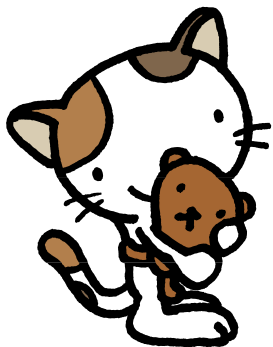


# 犬・ねこを譲渡しています



山形県では、動物愛護（管理）センターに收容され、処分される犬・ねこを減らす為に、平成20年から譲渡事業を行っています。

動物を家族の一員として迎え入れ、終生大切に愛情をもって飼養してくださる方を募集しています。

動物と人が共に幸せに生きる社会をみんなでつくっていきましょう！



## 処分される犬・ねこを減らす

- ◇ 譲渡の適性のある犬・ねこは、できる限り新しい飼い主に譲り渡しを行うこと。
- ◇ 犬・ねこを飼う方は、最期まで責任を持って飼うこと。
- ◇ ねこの飼い主の方は、不妊去勢や屋内飼養により、飼えないねこを増やさないこと。

ひとり一人の**自覚**と**行動**が大切です。



## 犬・ねこをあなたの家族として迎えるまで

### ① 譲渡前の講習会を受けます。

県内各保健所で開催する講習を必ず受けてください。

### ② 譲受申込書を保健所に提出

譲受希望者の名簿に登録されます。希望する犬・ねこが見つかった場合に連絡をします。

### ③ マッチング（お見合い）

犬・ねここと御対面。  
譲り受けることを決めました！

### ⑤ 今日から家族の一員です。

大切にかわいがってください



### ④ 誓約書を提出します。

誓約書に書いてある内容を守ることを約束します。



## お譲りする犬・ねこについて

咬み付きぐせがあるなど人に慣れることができない犬・ねこ、感染症などにかかっている犬・ねこはお譲りしないことにしています。運動障害など軽い病気の犬・ねこ等の譲り受けを希望される場合は、飼養経験、飼養知識などによって個別に判断させていただきます。



## お譲りする時に誓約いただくこと

譲り受けた犬・ねこは、他人に迷惑をかけないようにルールとマナーを守って、最後まで大切にかわいがって育ててください。



### 犬・ねこを譲り受ける方へ (共通の誓約事項)

- ◆譲り受ける犬・ねこにかかる諸経費は、飼い主になる方の負担となること。
- ◆病気になった時は、病院で治療を受けさせること。
- ◆譲り受けてから分かった問題などについては、飼い主になる方の責任で対応いただくこと。
- ◆譲り受けた犬・ねこは、決して販売など営利目的に使用しないこと。
- ◆マイクロチップ装着済み犬猫の所有者登録をしていただくこと。



### 犬を譲り受ける方へ (誓約事項)

- ◆市町村への登録と狂犬病予防注射(年1回)を必ず行うこと。
- ◆犬鑑札と注射済票は、必ず首輪につけること。
- ◆犬の放し飼いは絶対しないこと。
- ◆屋外で飼う場合には、つないで飼うこと。
- ◆屋内で飼う場合には、玄関などから飛び出さないようにすること。



### ねこを譲り受ける方へ

(誓約事項) ◆去勢手術、不妊手術を受けること。

(お願い) ◇交通事故や猫同士のけんかによる怪我、ウイルス感染症などの病気からねこを守るため、なるべく室内で飼いましょう。

◇必ず迷子札をつけましょう。迷子札には、飼い主の住所、氏名、電話番号などを記入しましょう。

### 家に犬・ねこがやってくる前に

◆犬・ねこの修正や適性な飼養方法などについて、より深く勉強しておきましょう！



## 令和7年度の譲渡前講習会の開催予定

### ■次回の譲渡前講習会

日時： 5月16日(金) 13:30~15:00  
 場所： 庄内地区動物愛護センター  
 定員： 10名程度

### 事前にご予約ください！

【お問い合わせ先】

庄内保健所生活衛生課(乳肉衛生管理担当)

☎0235-66-4748 (平日 8:30~17:15)

※上記以外でも、月1回の頻度で定期的を開催していますので、庄内保健所ホームページ又は、庄内保健所 生活衛生課(乳肉衛生管理担当)までお問い合わせください。